

第1号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて

本市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求める。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

住 所

氏 名 平井 信二

提案理由

平井 信二委員の任期が、令和7年3月31日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするもの。

参 照

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項及び第5項省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第7項から第9項まで省略)

芦屋市市税条例抜粋

(審査委員会の委員の定数)

第89条 審査委員会の委員の定数は、3人とする。